

1 SNSと向き合う

スマートフォンやパソコンを使ってメッセージのやりとりを行う交流の場として、SNS（Social Networking Service）の利用が多くなっています。特に、中高生を中心に広がり、文化・流行の一端を担っています。一方で、SNSでのやりとりの中で、不快な思いをすることや、人間関係のトラブル、さらにいじめや自殺など、最悪な事態へ発展するケースもあります。一人ひとりが、「相手を尊重すること」を忘れずに、「SNSと人権尊重」について考えましょう。

ワーク 1

- (1) 自分が主に使っている（または使ってはいないが知っている）SNSをできるだけ多く挙げてみましょう。

--

- (2) 上で挙げたSNSから1つ選び、よい所と注意すべき所をできるだけ多く挙げ、クラスで共有しましょう。

SNS :	
よい所	注意すべき所

ワーク 2

次の行為は、トラブルを引き起こす可能性があります。どんなトラブルが考えられるか、書いてみましょう。また、まわりの人と、考えを共有しましょう。

- (1) 私のアカウントは、公開の対象者が限定されているから、何でも載せてしまう。

--

- (2) 学校のイベントの記念に撮ったクラス写真が気に入ったので、勝手に自分のアカウントに載せた。

--

- (3) 仲のいいメンバーで、チャットのためのグループを作った。

--

ワーク 3

- (1) あなたの経験として、あてはまるものには○を、そうでないものには×を書きましょう。

- ① 時間帯を考えなかったり、とても長いメッセージをチャットで送ったりしたことがある。 ()
- ② グループ内でのチャットで、自分のコメントに「既読」がつかなかったり、返信がなかったりすると不安になる。 ()
- ③ 友だちが、あなたが写っている写真や動画を、無断でSNSに載せた。 ()
- ④ 自分の投稿や意見に対して「いいね」などの承認が欲しいと感じる。 ()
- ⑤ グループ内のチャットで多くの意見と異なる意見を言いづらくなった。 ()

- (2) 上の①～⑤は、SNSを利用する上で、起こり得る状態を表していますが、人間関係のトラブルを引き起こしてしまう可能性もあります。どんなトラブルを引き起こしてしまうのか、2つ選んで、選んだ番号と起こり得るトラブルを書きましょう。また、まわりの人と、考えを共有しましょう。

番号	起こり得るトラブル
番号	起こり得るトラブル

ワーク 4

もし、あなたが次の場面に直面したら、どう感じますか。また、どう対応しますか。考えを書き出してみましょう。

- (1) 人物を特定できる言い方で、その人の人格を否定する内容を書き込んでいる
匿名^{とくめい}のアカウントを見つけた。

- (2) あるグループチャットの他に、もう一つ別のグループチャットに入るよう頼まれ、そこで特定の人の悪口が書かれているのを見た。

ワーク 5

次のワークをとおして、どのような行為が人権侵害につながるのか、嫌な思いをしたときどんな窓口で相談したらよいのか、考えてみましょう。

- (1) 違法、または権利の侵害につながるケースについて、「ケース内容」と「侵害の内容」を線でつなぎながら確認しましょう。

「ケース内容」		「侵害の内容」	
「〇〇はヤブ医者」と投稿した。	・	・	刑法に違反
顔の画像を無許可で公開した。	・	・	プライバシーの侵害
個人情報を無断公開した。	・	・	めいよきそん 名誉毀損
わいせつな画像を公開した。	・	・	しょうぞうけん しんがいは 肖像権の侵害

- (2) 相談窓口を知りましょう。SNS上で自分が嫌な思いをした、もしくは嫌な思いをしている人を見た場合、速やかに声をあげることが大切です。親や友人、学校の先生等、相談できる人に相談しましょう。また、その他にも相談できる機関を把握し、一人ひとりが、「相手を尊重する」ことの他に、「抱え込まず、相談しやすい人に相談して、声をあげる」ことを知った上で、SNSと向き合しましょう。

違法・有害情報相談センター（総務省）	インターネットより登録
インターネット環境における違法・有害情報および安心・安全に関わる相談や疑問などを受け付けます。具体的には、著作権侵害、誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自殺などに関する書き込みへの対応や削除方法等を一緒に考えます。	
子どもの人権 110 番（法務省）	0120-007-110（通話料無料）
「学校でいじめを受けているが、先生や親には言えない」「辛い、誰に相談していいかわからない」等の不安や苦しみを抱えている場合、電話での相談が可能です。法務局・地方法務局の職員、または人権擁護委員が、話を聞いて、どうしたらいいのかを一緒に考えます。相談は無料で、相談内容の秘密は守ります。	
チャイルドライン（NPO法人チャイルドライン支援センター）	0120-99-7777 （通話料無料）
18 歳までの子どものための相談先です。またチャイルドラインは、世界中の国々が話し合ってつくった「子どもの権利条約」の理念を大切にしています。子どもたちの人権が守られ、子どもも大人と同じように、一人の人間として人格や意見を尊重される、そして誰もが人間らしく生きていける社会づくりをめざしています。	

- (3) SNS上で、一方的な攻撃を受けたとき、早期解決のために、次のことをできる範囲で行いましょう。

- ① 不快な内容、攻撃的な内容、動画、写真等を、スマートフォンやパソコンの画面上で保存して、記録しておきましょう。日付や時間なども記録しておくと、第三者に伝えるときに、内容の整理がしやすくなります。
- ② 在籍している学校の関係者に、すぐ相談しましょう。「早期発見・早期解決」が鉄則です。担任、学年の他の先生、部活動の顧問の先生、生徒支援を担当している先生、誰でもよいので、勇気を出して、声をあげましょう。いじめと感じた場合、学校との連携やその後の対応を具体的に進めるために、「いじめ防止基本方針」についての説明を、所属している学校にお願いしましょう。各学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、「いじめ防止基本方針」を定めています。
- ③ 学校の他に、上記の外部機関の相談窓口を利用しましょう。

解説 SNSと向き合う

1 ねらい

このワークの目的は、生徒の人権侵害の問題である、いじめの発生を防止することである。文部科学省は令和3年10月13日、「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公開した。いじめの認知件数は、51万7,163件となった。「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」は、前年度比946件増の1万8,870件で、全体の3.6%だった。SNSを用いた「ネットいじめ」において、被害・加害経験をする生徒は割合では少ない。しかし、認知しているだけで、1万8,000件以上のネット上のトラブルがあり、その中でも、SNS利用者が、ネット上でのいじめや脅迫をとおして自殺してしまうケースがある。SNSの閉鎖性や、すぐに削除できる特性から、認知していても対応が遅かったり、そもそも認知されていなかったりする場合が、トラブルを深刻化する要因にもなり得る。

このワークでは、次のポイントを念頭において、いじめ防止のために「SNSと人権尊重」について生徒と考えたい。

- ① 情報がすぐに拡散してしまう一方で、公開が制限されたアカウントやグループチャットの閉鎖性等、SNSの独自性が誹謗中傷やいじめを急速に深刻化させる。
- ② 「SNS上で誹謗中傷やいじめがあった場合の対応」の前に、「SNS上でのトラブルを未然に防ぐ」ことを念頭に授業を展開したい。
- ③ SNS上の人権侵害につながるトラブルは、早期発見・早期解決が鉄則である。生徒・教職員ともに、被害者から相談された場合、どう対応すればいいのかを考えるきっかけにしたい。

また、いじめ防止対策推進法（平成25年）の確認と、併せて各学校のいじめ防止基本方針の運用について教職員間で確認されたい。

2 進め方

展開例（50分）

学習活動	指導上の留意点
冒頭の説明を読み、学習のねらいを生徒と確認する。	○ 「情報モラル」と「人権尊重」双方の観点から授業を展開することを、生徒と確認する。
1 ワーク1 (10分)	○ できるだけ種類の異なるSNSの特性
① 各自で(1)・(2)に取り組	

む。その後、複数の生徒の回答をクラス全体で共有する。 2 ワーク 2 (10 分) ① 各自で (1) ～ (3) に取り組む。その後、複数の生徒の回答をクラス全体で共有する。 3 ワーク 3 (10 分) ① 各自で (1)・(2) に取り組む。その後、複数の生徒の回答をクラス全体で共有する。 4 ワーク 4 (10 分) ① 各自で (1)・(2) に取り組む。その後、複数の生徒の回答をクラス全体で共有する。 5 ワーク 5 (10 分) ① 各自で (1) に取り組み、答え合わせをする。 ② クラス全体で (2)・(3) の内容について共有する。	について生徒と共有する。 ○ 「些細なことだと判断してしまう行為」がトラブルを引き起こす可能性があることを念頭に活動する。 ○ 自分自身の行動について、振り返る機会とする。(1)について、場合によっては、クラスで共有しなくてもよい。 ○ 具体的な対応が、出ても出なくても、受け入れながら、進める。 ○ 生徒の活動はないが、情報提供として丁寧に進める。
---	--

3 解説

ねらいでも述べたように、この学習では、いじめ防止のために、情報モラルと他者の人権尊重両者の視点をふまえた活動構成となっている。それぞれのワークのねらいを確認しながら授業を展開したい。

(1) ワーク 1 について

高校生が使う SNS の種類や使用用途は、めまぐるしく変化する。令和 3 年現在、ライン・ツイッター・インスタグラム等のアプリケーションが中高生の間で人気であるが、高校生が何を使うのか、主にどのような内容で使われているのか、そのメリットとデメリットは何なのかを、高校生と授業者両者が情報共有することをねらいとしている。

(2) ワーク2について

SNS上のトラブルは、利用者が「些細なこと」と判断してしまう行為から起こる。トラブルが起こる前のどのような行為がトラブルを引き起こすのかを知り、未然防止について考えたい。

- ① 公開の対象者が限定されていても、閲覧できる人が他の人へ拡散させてしまう可能性がある。また、「何でも載せてしまうこと」によって、閲覧している人が、不快な思いをする可能性もある。
- ② 写真に写っている人の中でも、「載せないで欲しい」と思っている人がいるかもしれない。誰でも同じ考えをもっているわけではなく、「仲がいいこと≠考えが同じこと」という点を伝えたい。
- ③ グループでの会話は、グループ参加者の意見や会話の流れが、一目でわかる点が便利である。しかし、閉鎖的な空間のため、外部からやりとりが見えない点や、一斉に意見が述べられず、話の流れが記録として残ってしまい、同調圧力が生まれやすい点など、気をつけなくてはならない環境でもある。

(3) ワーク3について

ワーク2の内容をさらに深める取組みになっている。自分がこれまでに経験したことがあるかどうか、という視点で、SNS上の自分自身の振り返りとして取り組むことをねらいとしている。項目①～⑤について、注意すべき点を生徒と確認する。

- ① 自分の都合や気持ちを優先してしまう場合があり、相手の状況によっては、対応が難しい場面や返信に困る場合もある。送るにしても時間帯、相手の状況をよく考えた上で、適切な量のメッセージを送ることが大切であることの理解を促す。
- ② メッセージのやりとりの中で、「既読のサイン」や相手からの速やかな返信を求めてしまうことがある。しかし、相手の状況やタイミングを尊重することが大切である。「既読のサイン」がなかったり、返信がなかったりすることで、相手に同じ内容のメッセージを複数回送ることは避けるべきであることの理解を促す。
- ③ 他の人のメッセージや自分のアカウントに一度載せた写真や動画は、知らない所で知らない人へと拡散する可能性が大いにあり、残り続けてしまう。一度、公開した画像や動画は、一人歩きする可能性が高く、ネット上から完全に消える確実性はない。
- ④ 「いいね」等の自分の意見に対する共感を求める承認欲求が、ときには、過度な意見となり他者を不快な思いにさせるほか、特定の人へ対する攻撃性のあるメッセージになってしまうケースがある。「自分の意見の発信とそこへの承認」という主観性と「自分の意見が他者を傷つけてしまう可能性はあるか」という客観性双方のバランスをよく考えさせたい。
- ⑤ グループでのチャットでは、同調圧力が生じやすい。「同じ意見を言わなければ、

空気を悪くしてしまう」「思っていることと少し違っているけど、話が複雑になるから、言わない」等の、いわゆる「空気を読む」ことを求められ、自分の意見が言えない場面が生じる可能性が高い。楽しい会話が一転し、気を遣わなければならない会話に変わってしまう。

（４）ワーク４について

ワーク１からワーク３までは、SNS上のトラブルが起こる前の段階についての取組みだが、ワーク４からは、トラブルが起こった後の対処方法について考えていきたい。ここでは、実際に起こった事案をケーススタディとして活用し、高校生なりの対処方法を引き出すことをねらいとしている。対応の仕方の考えは、生徒一人ひとりによって異なり、具体的な内容が挙がらなくても、受け入れながら進める。

（５）ワーク５について

（１）では、人権を侵害する具体的な行為と、何を侵害してしまうのかについて確認することをねらいとしている。（２）、（３）では、被害者となった場合に、どのように対応すればよいのかを、具体的に紹介している。生徒自身の活動はないが、迅速かつ効果的な解決方法を見つけるために、丁寧に指導を行っていく。

「ケース内容」		「侵害の内容」
「〇〇はヤブ医者」と投稿した。		刑法に違反
顔の画像を無許可で公開した。		プライバシーの侵害
個人情報 を無断公開した。		めいよきそん 名誉毀損
わいせつな画像を公開した。		しょうぞうけん しんがいがい 肖像権の侵害

○ 肖像権：誰でも勝手に自分の容姿を撮影されたり、それを無断で公開されたりすることを好ましく思わない。誰かに無断で撮影されたり、公開されたりしないための権利を「肖像権」という。

<参考資料>

・「NHKスマホ・リアル・ストーリー」

NHKスマホ・リアル・ストーリー制作班 著 岩崎書店 令和元年９月

・「いじめを本気でなくすには」 阿部泰尚 著 KADOKAWA 令和２年４月

・「ネットいじめの構造と対処・予防」 加納寛子 編著 金子書房 平成２８年７月

・「SNS上での誹謗中傷への対策に関する取組の大枠について」

総務省 総合通信基盤局 令和２年７月